

令和7年度

宮崎県都城児童相談所一時保護施設第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



1 業務日程

| | |
|---------|---|
| 履 行 場 所 | |
| 業務実施日 | (1) 説明会 令和7年 9月16日(火) (2) 訪問調査 令和7年11月26日(水)、27日(木) (3) 報告会 令和8年 1月 8日(木) |

2 訪問調査 令和7年11月26日(水) 27日(木)

11月26日(水)

| | |
|---------------|--------------------------|
| 13:00 ~ 13:45 | 当日の流れ 一時保護所の見学 |
| 13:45 ~ 16:30 | 評価項目についての聴き取り |
| 16:30 ~ 17:00 | まとめ |
| 11月27日(木) | |
| 9:00 ~ 11:00 | 評価項目についての聴き取り |
| 11:00 ~ 11:30 | 職員の聴き取り 経験の浅い職員 ベテラン各15分 |
| 11:30 ~ 12:00 | まとめ 今後の確認 報告会について |
| 12:00 ~ 13:00 | 昼食をいただく |

3 職員

| | |
|--------------------|--------------|
| [正規職員] | [会計年度職員] |
| ・一時保護課長 1名(兼務) | ・学習生活指導員 1名 |
| ・一時保護担当リーダー 1名(兼務) | ・保育士 1名 |
| ・児童指導員 1名 | ・心理療法担当職員 1名 |
| | ・調理員 2名 |
| | ・夜間児童指導員 6名 |

4 評価基準

令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」
(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの報告書)に報告されている第三者評価基準(案)を基本とする。

5 評価ランク

| 評価ランク | 評価基準 |
|----------|--|
| S | <ul style="list-style-type: none">優れた取組みが実施されている他のこども相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態 |
| A | <ul style="list-style-type: none">適切に実施されているよりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 |
| B | <ul style="list-style-type: none">やや適切さにかける「A」に向けた取組みの余地がある状態 |
| C | <ul style="list-style-type: none">適切ではない、または実施されていない「A」以上の取組みとなることを期待する状態 |

<評価の高い点>

1 こどもの安心・安全に配慮した取組

こどもが安全感や安心感、信頼感を持てるように、こどもの話にしっかり耳を傾けると共に、安心感が持てるよう温かい態度で接している。また、自由時間などは、こどもがリラックスして過ごせるよう、家庭的な雰囲気作りをしている。基本的に居室は1人部屋としこどもが内面に向き合うことができる空間も確保するようにしている。

2 こどもの声を尊重した関わりと支援

施設では、こどもが大切な存在であることを言葉で伝えながら、こども一人ひとりに応じた支援に努めている。また、こどもが自分の意見や考えを表現しやすいよう、朝会での意見聴取や、自由時間に遊びを通して職員と触れ合える機会を設け、子どもの想いや意向をていねいに聴き取るよう努めている。さらに、入所中および退所時のこどもアンケートやアドボケイト事業など、多様な方法を用いて子どもの声を把握し、支援に活かしている。

3 一時保護施設の生活環境

一時保護施設は、開放的で明るく清潔感のある生活環境となっている。掃除はこどもと職員が一緒に行い、必要な修繕は速やかに行われている。こどもの居室はプライバシーに配慮したつくりでこどもが安心して生活できる環境となっている。また、併設の体育館は、こどものストレス発散や健全な成長の促進に役立っている。職員は、日々こどもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。

<今後に期待する点>

1 外部の第三者に相談できる連絡方法

意見表明等支援事業については、週1回アドボケイトが来所し、こどもの意見を聴いている。また、外部の第三者へ相談できる仕組みについては、電話番号等の連絡先を一時保護施設内に掲示しているが、状況的にこどもが外部に連絡することは困難であるため、今後、アドボケイトだけではなく、意見箱の活用により外部へ連絡できる仕組みが必要である。

2 担当リーダーの専門性の確保

一時保護施設の職員体制については、主担当の正規職員は児童指導員1名であり、担当課長および担当リーダーは相談判定部門との兼務となっている。そのため、会計年度任用職員を含む限られた人員の中で、担当リーダーである係長を中心に適宜協議・連携を図りながら、円滑な施設運営に努めている。今後、担当リーダーが基準に定められた研修等を受講することで、より適切な支援体制の構築に期待する。

3 一時保護所の運営マニュアルの再検討

一時保護所の運営に関する理念、基本方針は今年度策定し、職員全体で共有したところではあるが、運営や業務に関する全般的な手順やマニュアル等は作成できていない。現在、児童指導員業務や調理員については、業務マニュアルを策定しているが、今後、県内児童相談所一時保護施設が共同してマニュアルを策定することに期待する。

結果

| | |
|--|------|
| 第1部 こども本位の支援 | |
| 1. 一時保護施設の理念・基本方針 | |
| [No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか | B |
| [No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか | S |
| [No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか | A |
| [No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか | S |
| [No.5] 個別支援を適切に行っているか | S |
| 2. こどもの権利・こどもの意向の尊重 | |
| [No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか | B |
| [No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか | A |
| [No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか | B |
| [No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか | A |
| [No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか | A |
| [No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか | A |
| [No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか | A |
| [No.13] こどもの一時保護の支援計画等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか | A |
| [No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切に対応を行っているか | B |
| 3. 一時保護施設における権利制限 | |
| [No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か | A |
| [No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか | A |
| [No.17] 個別対応は適切に行っているか | A |
| [No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか | C |
| 4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止 | |
| [No.19] 被措置こども等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか | B |
| [No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか | A |
| [No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか | 該当なし |
| [No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか | B |
| 第2部 一時保護施設の環境・運営体制 | |
| 1. 一時保護施設の環境 | |
| [No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか | A |
| [No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか | S |
| 2. 職員体制・職場環境 | |
| [No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか | B |
| [No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか | A |
| [No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか | B |
| [No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか | B |

| | |
|---|---|
| [No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか | B |
| 3. 情報共有・関係者間連携 | |
| [No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか | S |
| [No.31] こども福祉司やこども心理司と適切に連携しているか | S |
| [No.32] 情報管理を適切に行っているか | B |
| [No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか | B |
| 4. 関係機関との連携 | |
| [No.34] 医療機関と適切に連携しているか | A |
| [No.35] 警察等と適切に連携しているか | A |
| 第3部 一時保護施設における支援 | |
| 1. 一時保護施設の運営 | |
| [No.36] 緊急保護を適切に行っているか | A |
| [No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか | B |
| [No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか | S |
| [No.39] 食事を適切に提供しているか | A |
| [No.40] こどもの入浴は適切か | B |
| [No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか | B |
| [No.42] こどもの睡眠は適切か | A |
| [No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか | A |
| [No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか | A |
| [No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか | A |
| [No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか | A |
| 2. アセスメント・支援方針 | |
| [No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか | A |
| [No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか | A |
| [No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか | A |
| [No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか | A |
| [No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか | S |
| [No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか | S |
| [No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか | A |
| 3. 一人ひとりの特性や課題等への対応 (特別な配慮) | |
| [No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか | A |
| [No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか | A |
| [No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか | C |
| [No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか | B |
| [No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか | A |

| | |
|--|---|
| 4. 一時保護施設からの退所に向けた支援 | |
| [No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか | A |
| [No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか | A |
| 第4部 一時保護施設の管理運営 | |
| 1. 安全管理 | |
| [No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか | B |
| [No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか | A |
| [No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか | A |
| [No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか | A |
| [No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか | A |
| 2. 施設運営計画 | |
| [No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか | C |
| [No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか | B |

第1部 こども本位の支援

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか

B

◆ねらい 一時保護所の理念ならびに基本方針が策定され、入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重したものとされている確認します。また、職員への周知及び理念・基本方針に基づく運営がされているか、職員が定期的に確認・振り返りを行っているか確認します。

| | |
|--|---|
| 1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している | ○ |
| 1-2 理念・基本方針を職員に周知している | ○ |
| 1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている | ○ |
| 1-4 一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している | ○ |
| 1-5 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある | △ |
| <p><コメント></p> <p>今年度、一時保護施設の理念・基本方針を策定し明文化している。理念・基本方針は一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即したものであり、職員へ周知すると共に、一時保護施設の事務室にも掲示している。理念・基本方針に基づく運営についての振り返りは、今後、職員会にて定期的に行う予定である。</p> | |

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

S

◆ねらい 一時保護施設での受入れの適否(一時保護施設で対応可能であること)やこどもの安全、安心を担保でき、信頼感を持てるような養育・支援が行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 2-1 一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している | ○ |
| 2-2 こどもをあたたかく迎え入れている | ○ |
| 2-3 こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている | ○ |
| 2-4 こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている | ○ |
| 2-5 保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている | ○ |
| 2-6 こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている | ○ |
| 2-7 こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>一時保護施設での受入れの適否については、一時保護施設担当課長及び担当リーダーが受理会議に参加しており、こどもの安全の視点で判断している。こどもが安全感や安心感、信頼感を持てるように、こどもの話にしっかり耳を傾けると共に、安心感が持てるよう温かい態度で接している。また、自由時間などは、こどもがリラックスして過ごせるよう、家庭的な雰囲気作りをしている。基本的に居室は1人部屋としこどもが内面に向き合うことができる空間も確保するようにしている。</p> | |

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか

A

◆ねらい 相談種別にかかわらず、虐待等の不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた、適切な対応ができているか確認します

| | |
|---|---|
| 3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている | ○ |
| 3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの入所理由にとらわれず、職員がそれぞれの専門性を活かし、こどもの行動観察をていねいに行いアセスメントしている。また、トラウマインフォームドケアについては、一時保護施設の職員や担当児童福祉司、児童心理司とも連携を取りながら、こどもの言動について、職員で情報を共有している。</p> | |

[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

S

◆ねらい こどものエンパワメントにつながる養育・支援が行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている | ○ |
| 4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している | ○ |
| 4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている | ○ |
| 4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもに対しては、些細なことであっても具体的に褒めるよう努め、肯定的なメッセージをしっかりと伝えている。指導が必要な場面においても、こどもが大切な存在であることを言葉で明確に伝えた上で、適切な関わりを行っている。また、こどもが自ら意見や考えを表出できるよう、朝会での意見聴取や自由時間には遊びを通して職員とふれあえるよう意識してこどもの想いや意向を聴くようにしている。</p> | |

[No.5] 個別支援を適切に行っているか

S

◆ねらい 個別支援は適切に行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている | ○ |
| 5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない) | ○ |
| <p><コメント></p> <p>受理会議や入所後に担当児童福祉司や児童心理司と連携しながらこどもに関する情報共有を行っている。また、こどもの年齢や発達特性、能力等を把握し、個々のニーズを踏まえた対応を行うよう努めている。一時保護施設において個別支援が必要なこどもは、ほぼ全員対象だと考え支援を行っている。</p> | |

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか

B

◆ねらい 一時保護にあたり、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明しているか。また、一時保護の決定や一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもに適切に説明されているか確認します

| | |
|--|---|
| 6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している | ○ |
| 6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している | ○ |
| 6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている | △ |
| 6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている | △ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの権利については、「一時保護所のしおり」をもとに、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明するようにしている。また、こどもの権利が侵害された時の相談先を説明している。しかし、一時保護の決定に関する意見や一時保護中の生活に関する意見の申立については、説明が行われているものの、申し立ての方法や説明の方法については明確ではなく、今後統一した取組が必要である。</p> | |

[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか

A

◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する取組が行われているかを確認します

| | |
|--|---|
| 7-1 こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている | ○ |
| 7-2 こども会議等、こどもの意見を聞く場がある | ○ |
| 7-3 一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている | ○ |
| 7-4 こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われている | ○ |
| 7-5 意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもが自ら意見や考えを表出できるよう、朝会での意見聴取や自由時間にこどもの想いや意向を聴くようにしている。また、入所中および退所時のこどもアンケートやアドボケイト事業等により、こどもが意見や意向等を表明する仕組み作りが整えられつつある。さらに、一時保護所職員もこどもの状態を踏まえ、必要に応じて個別面接を行っている。</p> | |

[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか

B

◆ねらい 意見表明等支援員の仕組みがあるか確認します

| | |
|---|---|
| 8-1 意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している | ○ |
| 8-2 意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている | ○ |
| 8-3 意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある | △ |
| <p><コメント></p> <p>意見表明等支援事業の仕組みについては、事業開始時に一時保護施設職員に説明を行っている。また、毎週1回アドボケイトが来所し、こどもとふれあいやすい仕組みとなるようにしている。外部の第三者への相談については、連絡先をそれぞれの居室や一時保護施設内に掲示しているが、その連絡方法についての実効性についての検討が必要である。</p> | |

[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか

A

◆ねらい 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか確認します

| | |
|---|---|
| 9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている | ○ |
| 9-2 一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている | ○ |
| <コメント> 児童福祉司が「一時保護所のしおり」や一時保護施設の写真入りの資料等を用いて、子どもの年齢や状況に応じてわかりやすく伝えていねいに伝えるようにしている。また、各居室にも同じ資料を置き、子どもがいつでも見ることができるようにしている。 | |

[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか

A

◆ねらい 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか確認します

| | |
|---|---|
| 10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、子どもに対して、現状や見通しについて説明をしている | ○ |
| 10-2 児童福祉司等が説明した内容についての子どもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている | ○ |
| <コメント> 保護期間中に、必要に応じて児童福祉司が現状や見通しについて説明をしている。また、児童福祉司が説明した内容についての子どもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている。 | |

[No.11] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

A

◆ねらい 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか確認します

| | |
|---|---|
| 11-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている | ○ |
| 11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、子どもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている | ○ |
| 11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している | ○ |
| 11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応している | ○ |
| <コメント> 判定会議や援助方針会議には、一時保護施設の職員も参加しており、一時保護の解除にあたっては、子どもの意向や気持ちを十分に聴いている。また、一時保護解除の判断や解除後の生活についても可能な限り反映するようにしている。家庭への不安が強い場合には解消に向けて面接をしている。 | |

[No.12] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか

A

◆ねらい 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 12-1 こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている | ○ |
| 12-2 こどもが安心して話せるよう配慮している | ○ |
| 12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもへの聴き取りについては、誘導とならないよう、児童福祉司や児童心理司が慎重かつていねいに行っている。場合によっては、一時保護施設職員がこどもから話を聞き、担当児童福祉司、児童心理司に共有している。こどもから聴いた話は、担当職員らに共有することを伝えている。</p> | |

【No.13】 こどもの一時保護の支援計画等にこどもの意見や意向等に適切に対応しているか

A

◆ねらい こどもの生活に関する今後の支援方針の検討にこどもの意見等が尊重される仕組みがあるか確認します

| | |
|--|---|
| 13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている | ○ |
| 13-2 支援方針等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している | ○ |
| 13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている | ○ |
| 13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由をていねいかつわかりやすくこどもに説明している | ○ |
| 13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの生活に関する今後の方針の検討の際には、可能な限りこどもの意見や意向を反映するようにしている。こどもが面接で話した内容は記録し共有している。こどもの意向と異なる方針決定となる場合も、こどもが理解できるよう、できる限りていねいに時間をかけて説明を行っている。</p> | |

【No.14】 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか確認します

| | |
|---|---|
| 14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている | ○ |
| 14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている | ○ |
| 14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、ていねいかつわかりやすくフィードバックしている | △ |
| 14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>朝の会にてこどもから意見を聴いている。また、入退所時にこどもアンケートを行い、こどもから出た意見については、一時保護担当課長や職員が確認し、必要に応じてこどもに確認している。こどもから出された意見等は、フィードバックを行う他、その後の一時保護施設の運営の参考としている。</p> <p>朝の会やアンケート等でこどもの意見が聴かれているが、意見箱の設置がなく今後の取組が必要である。</p> | |

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

A

◆ねらい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを確認します。

| | |
|--|---|
| 15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている | ○ |
| 15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している | ○ |
| 15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している | ○ |
| 15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している | ○ |
| 15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>通信、面会等に関する制限については、一人ひとりのこどもについて、所内協議にて十分検討した上で決定している。こどもに対しては、主に児童福祉司から説明を行っている。通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している。</p> | |

[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか

A

◆ねらい 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか 確認します

| | |
|--|---|
| 16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない | ○ |
| 16-2 やむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている | ○ |
| 16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない | ○ |
| 16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている | ○ |
| 16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている | ○ |
| 16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>入所時に、こどもには一時保護所のしおりを用いて、生活上のルール等についてていねいに説明している。また、居室にも掲示している。生活のルールは、こどもの権利の制限とならないよう、定期的にルールや日課等について見直しを行っている。こどもには、朝の会やアンケート等とおして意見の聴き取りをする機会を設けている。</p> | |

[No.17] 個別対応は適切に行っているか

A

◆ねらい 個別対応は適切に行われているか確認します

| | |
|--|---|
| 17-1 懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない | ○ |
| 17-2 こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている | ○ |

| | |
|---|---|
| 17-3 こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している | ○ |
| 17-4 こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>感情のコントロールが難しく暴れるなどの状況があった場合は、クールダウン室を一時的に活用することはある。その際は、事前にこどもへ説明し、利用時間も最低限となるようにしている。集団から分離した場合も、生活の質の維持やこどもの権利は守られるよう配慮している。</p> | |

【No.18】 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか

C

◆ねらい 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか確認します

| | |
|---|---|
| 18-1 こどもが私物を所持できることを基本としている | × |
| 18-2 やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している | △ |
| 18-3 スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている | × |
| <p><コメント></p> <p>こどもの安全や全体の影響を考慮し、私物の持ち込みを禁止している。こどもには、入所前に私物の持ち込みができないことの合意を得た上で受け入れを行っている。その際には、情緒面の安定のために必要な「ぬいぐるみや落ち着くアイテムなど」については、居室内での使用であれば許可している。</p> | |

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

【No.19】 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

B

◆ねらい 被措置こども等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

| | |
|--|---|
| 19-1 こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している | × |
| 19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している | ○ |
| 19-3 こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応のマニュアルがある。 | ○ |
| 19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている | △ |
| <p><コメント></p> <p>こどもには、「一時保護所のしおり」にて、「いじめられたときやいじめをみたときには勇気を出して職員に必ず相談しよう」記載しているが、被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明していない。職員の研修は、正規職員にはこども家庭課主催の研修が行われているが、会計年度任用職員には回覧や個別説明などを行っているが、今後、一時保護施設職員が共通して具体的な研修を行うことが望ましい。</p> | |

【No.20】 こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

A

◆ねらい こども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを確認します

| | |
|---|---|
| 20-1 こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている | ○ |
| 20-2 こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている | ○ |
| 20-3 こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している | ○ |
| 20-4 こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>入所時に「一時保護所のしおり」を用いて、互いの人権や権利を尊重するよう伝えている。また、一時保護施設職員やこどもにもわかりやすいよう、こどもの権利に関する絵本を購入し、権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止に努めている。</p> | |

[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか

該当
なし

◆ねらい 国籍、文化、慣習、宗教等による生活上の違う子どもに対して適切な対応が行われているか確認します

| | |
|--|--|
| 21-1 入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない | |
| 21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている | |
| <p><コメント></p> <p>近年、国籍、文化、慣習、宗教等の配慮の必要なこどもの受け入れがなかったため該当なしとする。</p> | |

[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか

B

◆ねらい 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか確認します

| | |
|--|---|
| 22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている | △ |
| <p><コメント></p> <p>これまで多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮したこどもを受け入れたことはない。以前、このようなこどもが入所した場合の対応について話し合いを行ったことはあるが、ケースの想定ができないことや現在の環境では、対応が困難と予想される。</p> | |

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

A

◆ねらい 一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを確認します

| | |
|---|---|
| 23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている | ○ |
| 23-2 ユニットを整備している | ○ |
| 23-3 個室を提供している | ○ |
| 23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている | ○ |
| 23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない | ○ |
| <コメント> 現在の一時保護施設は男女別に分かれており、居室は基本として一人部屋としている。また、これまで、定員超過となっていない。 | |

[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか

S

◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを確認します

| | |
|---|---|
| 24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している | ○ |
| 24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している | ○ |
| 24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している | ○ |
| 24-4 家庭的な環境となるよう工夫している | ○ |
| 24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している | ○ |
| 24-6 必要な修繕等を行っている | ○ |
| 24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している | ○ |
| <コメント> 一時保護施設は、開放的で明るく清潔感のある生活環境となっている。掃除はこどもと職員が一緒に行い、必要な修繕は速やかに行われる。こどもの居室はプライバシーに配慮したつくりでこどもが安心して生活できる環境となっている。また、併設の体育館は、こどものストレス発散や健全な成長の促進に役立っている。職員は、日々こどもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。 | |

2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか

B

◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを確認します

| | |
|---|---|
| 25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている | ○ |
| 25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている | ○ |
| 25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている | △ |
| 25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている | △ |

<コメント>

一時保護施設の職員体制については、主担当の正規職員は1名であり、担当課長および担当リーダーは相談判定部門との兼務となっている。そのため、会計年度任用職員を含む限られた人員の中で、担当リーダーである係長を中心に適宜協議・連携を図りながら、円滑な施設運営に努めている。今後、担当リーダーが基準に定められた研修等を受講することで、より適切な支援体制の構築に期待する。

[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか

A

◆ねらい 実態に応じた必要な職員を配置し専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている

| | |
|---|---|
| 26-1 受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している | ○ |
| 26-2 直接支援にあたる職員は保育士や子ども指導員の任用要件を満たしている | ○ |
| 26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている | ○ |
| 26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている | ○ |

<コメント>

一時保護施設に受入れをすることの人数、年齢、状況等の実態に応じた必要な職員を配置している。また、各職種の役割や権限、責任が明確になっている。

[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか

B

◆ねらい 適切な夜間職員体制が確保されているか確認します

| | |
|--|---|
| 27-1 夜間に2人以上の職員がいる | ○ |
| 27-2 ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している | ○ |
| 27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある | △ |
| 27-4 児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している | △ |

<コメント>

夜間休日は、2人の会計年度任用職員で対応しており、開庁時間以外の通告対応に係る職員配置については経過措置中である。夜間休日の緊急対応時には、正規職員が登庁し対応している。

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか

B

◆ねらい 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている | ○ |
| 28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている | △ |
| 28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している | △ |
| 28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある | △ |
| 28-5 職員が外部研修を受講している | △ |

<コメント>

職員として守るべき法、規範、倫理等については、定期的にレジュメ配布や職員研修という形で取り組みが行われている。外部研修についても、専門職の職員については可能な範囲で受講しているが、人員不足もあり、外部での研修は十分に受講できていない状況にある。

[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

B

◆ねらい 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか確認します

| | |
|-------------------------------------|---|
| 29-1 適正な就業状況を確保している | ○ |
| 29-2 職員の健康管理を適切に行っている | ○ |
| 29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みを行っている | ○ |
| 29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている | △ |

<コメント>

法令遵守に努め職員の健康管理や時間外勤務の縮減に向け、効率的に業務を行うようにしている。しかし、夜間、休日の緊急対応もあり、時間外勤務の削減が困難な状況にある。

3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

S

◆ねらい 一時保護施設職員がチームとして運営できているか確認します

| | |
|---|---|
| 30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある | ○ |
| 30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である | ○ |
| 30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している | ○ |

<コメント>

毎朝、宿直職員による報告が児童相談所の朝礼時に行われ、また、毎夕17時には、所長、課長、担当者、一時保護所職員による引き継ぎを行っている。こどもの状況や留意点等について、比較的細かい部分まで情報共有を図ることができている。

[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

S

◆ねらい こども福祉司やこども心理司との連携が適切に行われているか確認します

| | |
|--|---|
| 31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある | ○ |
| 31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている | ○ |

<コメント>

一時保護施設が児童相談所と同じ建物の中にあり、いつでも児童福祉司や児童心理司との情報共有や必要に応じて保健師等と連携が行える環境となっている。また、緊急対応等に備えるため、一時保護児童の担当者以外の職員にも、朝礼時に一時保護児童の状況について情報共有している。

[No.32] 情報管理を適切に行っているか

B

◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを確認します

| | |
|--|---|
| 32-1 個人情報を適切に取り扱っている | ○ |
| 32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている | △ |
| 32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている | ○ |
| 32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要性が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている | ○ |
| 32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>個人情報管理に関する注意喚起や取り扱い方針等については、定期的な職員研修にて周知している。また、書類や記録等はファイルにとじ、紛失や外部へ持ち出しすることがないようにしている。しかし、ホールから事務室のホワイトボードなどがこどもから見える状況にあり、今後、外から見えないような工夫が必要である。</p> | |

[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

B

◆ねらい ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

| | |
|--|---|
| 33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある | ○ |
| 33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している | ○ |
| 33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている | △ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの観察記録については、共有ドライブ内に保存されており、相談部門職員も確認することができる。記録作成等に必要台数のパソコンは設置してある。AI 等の活用はまだ進んでおらず、今後の取組に期待する。</p> | |

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか

A

◆ねらい 一時保護所において医療機関との連携が適切に行われているか確認します

| | |
|--|---|
| 34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている | ○ |
| 34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある | ○ |
| 34-3 必要な場面でこども精神科医の協力が得られている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの健康状態や症状に応じて医療機関を受診している。また、児童精神科医については、必要に応じて協力を依頼して助言等を受けている。</p> | |

[No.35] 警察等と適切に連携しているか

A

◆ねらい 警察との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が行われているか確認します

| | |
|---|---|
| 35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している | ○ |
| 35-2 警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>警察等からの協力が得られるよう会議等を通して連携している。また、こどもの聞き取り^④などが必要な場合、事前に警察等と打ち合わせを行っている。司法面接の際には、警察等と十分に調整を行い児童福祉司や児童心理司が付添いをしている。</p> | |

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか

A

◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを確認します。

| | |
|---|---|
| 36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等) | ○ |
| <p><コメント></p> <p>緊急保護の時間帯が深夜早朝の場合、詳しい説明等はこどもの体調や疲労等に配慮し翌日に行うようにしている。また、健康診断は、事前情報や体調不良がない限り受診させていないが、傷やあざ等がある場合は病院受診を行っている。</p> | |

[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか

B

◆ねらい 受入にあたり、子どもにあわせた日課や構成となっているか、自由時間等とのバランスが取れているか、また、一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援しているかを確認します。

| | |
|--|---|
| 37-1 個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている | ○ |
| 37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている | △ |
| 37-3 役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している | ○ |
| 37-4 一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している | ○ |
| 37-5 こどもが一人になれる時間や場所がある | ○ |

<コメント>

こどもの居室は1名を基本とし1人になれる時間やこどもに合わせた生活の支援を行えるようにしている。当番として号令係等があり、負担のないよう日替わりで行い、役割を担うことで得られる達成感や、生活のスキル向上を支援している。しかし、起床時間が6時半と早く、朝の会までの時間が長く今後の見直しに期待する。

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか

S

◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを確認します。

| | |
|--|---|
| 38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している | ○ |
| 38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるように配慮している | ○ |
| 38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる | ○ |
| 38-4 遊具や備品について定期的に点検している | ○ |

<コメント>

ミニ体育館を設置し、こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる環境がある。また、余暇活動で使う道具について、定期的に職員で話し合い、こどもが興味を持ちそうな物を購入したりしている。今年度より、野外活動も月1回計画、実施している。

[No.39] 食事を適切に提供しているか

A

◆ねらい 安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを確認します

| | |
|---|---|
| 39-1 食事の安全・衛生を確保している | ○ |
| 39-2 食事を適時適温で提供している | ○ |
| 39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている | ○ |
| 39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか) | ○ |
| 39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している | ○ |
| 39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている | ○ |
| 39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている | ○ |

<コメント>

食事は一時保護施設の調理員が行い、こどもからも好評を得ている。毎月の給食検討会には、一時保護施設の職員も参加し、献立の検討や衛生面での検討を行っている。七夕やクリスマスなどの行事食も提供され、こどもの希望によりご飯やパンの増量も対応している。

[No.40] こどもの入浴は適切か**B**

◆ねらい こどもの年齢に応じた入浴の回数や時間は適切であるか確認します。

| | |
|---|---|
| 40-1 入浴の回数や時間は適切である | ○ |
| 40-2 入浴時間帯は適切である | △ |
| 40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している | ○ |
| <コメント> こどもの年齢や希望に配慮し、洗顔料や肌が弱いこどもには敏感肌用の入浴用品を提供している。毎日入浴が行われているが、入浴時間は、見守り体制を確保する観点から日中の職員が多い15時半となっており、今後、こどもの生活リズムや個別ニーズを考慮した入浴時間の見直しに期待する。 | |

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか**B**

◆ねらい 子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを確認します。

| | |
|--|---|
| 41-1 衣服の清潔は保たれている | ○ |
| 41-2 季節や場所に応じた適切な衣服を着用している | ○ |
| 41-3 私服を着用できる | △ |
| 41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる | ○ |
| 41-5 下着を提供する場合は、新品を提供している | ○ |
| <コメント> 衣服については清潔を保ち、こどもの意見も聞きながら、季節や場所に応じた衣服を提供している。私服の着用はできないが、下着は私物の着用を許可している。今後、私服の着用についての検討に期待する。 | |

[No.42] こどもの睡眠は適切か**A**

◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠が行われる環境となっているかを確認します

| | |
|---|---|
| 42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している | ○ |
| 42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である | ○ |
| <コメント> 就寝時の居室の消灯については、こどもの希望に沿っている。また、各居室にエアコンを設置し、個別の調整も可能である。就寝時間については、こどもの年齢に合わせた時間を設定しているが、起床時間が6時半となっており朝の会までの時間が長く今後の見直しに期待する。 | |

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか**A**

◆ねらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します

| | |
|--------------------------|---|
| 43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している | ○ |
| 43-2 こどもの健康状態を適切に把握している | ○ |

| | |
|---|---|
| 43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている | ○ |
| 43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて子ども相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある | ○ |
| <p><コメント></p> <p>入所時には、子どもからの聞き取りや検温などの健康チェックを行い、健康状態を把握している。入所後は毎朝、健康観察の時間を設け、保健師が面談を行い健康状態を確認し、必要に応じて受診や処置を行っている。</p> | |

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか

A

◆ねらい こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを確認します

| | |
|---|---|
| 44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICTの活用等を含む) | ○ |
| 44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている | ○ |
| 44-3 在籍校との連携を図っている | ○ |
| 44-4 通学を希望する子どもについては、通学支援やリモート授業等を実施している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>一時保護解除後に子どもが学習で困ることがないように、在籍校に対して学習プリントの提供や継続的な連携を図るようにしている。学習に取り組むことが可能な子どもには、教員免許を持つ学習指導員が授業形式で、教科書に沿った学習支援を行い学習環境の確保に努めている。</p> | |

[No.45] 無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい こどもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを確認します

| | |
|--|---|
| 45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない | ○ |
| 45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている | ○ |
| 45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している | ○ |
| 45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をした子どもに対して、理由等について話をていねいに聞く等適切な対応を行っている | ○ |
| 45-5 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>近年、一時保護施設では無断外出の発生はほとんど見られないが、万一発生した場合にはマニュアルに基づき、一時保護施設職員、児童福祉司、児童心理司が連携して捜索や関係機関への連絡を行っている。発見後は、子どもから状況をていねいに聴き取るなどして、適切な対応を検討している。</p> | |

[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか

A

◆ねらい 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを確認します

| | |
|---|---|
| 46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている | ○ |
| 46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している | ○ |
| <コメント> 基本的に、未就学児については、児童養護施設又は乳児院等へ一時保護委託している。また、きょうだいケースや委託先が決まるまでの間は、保育士を中心とした年齢に応じた保育が行われている。 | |

2. アセスメント・支援方針**[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか**

A

◆ねらい こどもとこどもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか確認します

| | |
|---|---|
| 47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している | ○ |
| 47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している | ○ |
| <コメント> 緊急一時保護の場合は、相談部門が把握している情報が事前に十分共有されないこともあるが、できる限り、入所前または入所後すぐに情報共有を図るよう、一時保護所職員の方からも相談部門へ働きかけを行っている。 | |

[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか

A

◆ねらい こどもの全生活場面について適切に行動観察が行われているか、また、記録されているか確認します。

| | |
|---|---|
| 48-1 こどもの生活場面について行動観察を行っている | ○ |
| 48-2 こどもの行動観察の結果を記録している | ○ |
| 48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている | ○ |
| <コメント> こどもの生活場面において行動観察を行い、「児童観察記録」として記録をしている。行動観察の際には、こどもの長所や成長のほか、今後、期待できる部分についての視点も持ちながら行動観察を行っている。 | |

[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか

A

◆ねらい 観察会議を適切な頻度で開催されているか、また、担当こども福祉司やこども心理司等が参加し適切な行動診断となっているか確認します

| | |
|--|---|
| 49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週1回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている | ○ |
| 49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している | ○ |

<コメント>

「観察会議」としての明確な位置づけはないものの、毎週火曜日に開催される受理・援助方針会議では、一時保護施設職員がこどもの生活の様子や行動観察について説明する時間が設けられている。また、相談部門職員からもケースワークの進捗状況が報告され、こどもに関する情報が定期的に確認・共有されている。

[No.50] 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

A

◆ねらい 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

| | |
|--|---|
| 50-1 行動診断や援助方針に基づく支援方針を職員間で共有している | ○ |
| 50-2 こどもの生活等に関する方針に基づいたこどもの養育・支援を行っている | ○ |
| 50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている | ○ |

<コメント>

こどもの行動観察を踏まえ、一時保護施設としての支援方針を職員で共有し、一貫した対応につなげている。また、必要に応じて一時保護解除後の生活を見据えた「生活スキルの獲得や向上」、「対人スキル」等についても意識しながら支援をしている。

[No.51] 総合的なアセスメントや援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか

S

◆ねらい 援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか確認します。

| | |
|--------------------------------|---|
| 51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている | ○ |
| 51-2 総合的なアセスメントに基づく援助方針を策定している | ○ |
| 51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している | ○ |

<コメント>

一人ひとりのこどもについて、一時保護施設の職員及び担当児童福祉司、児童心理司によるチームで情報共有しながらアセスメントを行っている。援助方針会議には、一時保護施設職員も出席しこどもの生活の様子やアセスメント結果や処遇意見等を伝えている。

[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助方針の見直しの提案を行っているか

S

◆ねらい 一時保護中において、こどもの変化に応じた個別ケアや支援方針の見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか確認します

| | |
|---|---|
| 52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている | ○ |
| 52-2 適切な一時保護の期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている | ○ |

<コメント>

毎日の行動観察の状況に応じて、担当児童福祉司や児童心理司へ、こどもの状態の変化等について報告すると共に、個別ケアや支援に関する一時保護施設としての意見や見立てを伝えている。

【No.53】 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか

A

◆ねらい 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか確認します。

| | |
|---|---|
| 53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている | ○ |
| 53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している | ○ |
| 53-3 親子関係再構築支援に関するこども相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している | ○ |
| <p><コメント></p> <p>家族に関する情報は、児童福祉司が中心となってこどもへ伝えている。また、説明した内容は児童福祉司から一時保護施設職員へも報告され、所内で情報共有が行われている。さらに、親子関係再構築支援に関する所内協議には一時保護施設職員も参加しており、関係者間で連携しながら支援方針の検討が行われている。</p> | |

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

【No.54】 こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

| | |
|---|---|
| 54-1 性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている | ○ |
| 54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている | ○ |
| 54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている | ○ |
| 54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>受入れ時には多職種が連携し、必要な支援や注意点を事前に共有している。性加害に関する受入れも継続しており、必要に応じて性加害防止プログラムや包括的な性教育を実施し、生活の中では距離感の指導など予防的な関わりを行っている。精神的ケアが必要なこどもについては、主治医や関係医療機関と連携し、継続的な支援につなげている。</p> | |

【No.55】 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか 確認します

| | |
|--|---|
| 55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している | ○ |
| 55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている | ○ |
| 55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>他害や自傷の可能性のあるこどもの受入れに際しては、まず居室内の自傷につながる可能性のある物品の有無の点検を行い、必要に応じてクールダウン室の活用や職員による見守り、医療機関への相談をしている。自傷・他害の恐れがある場合には、こどもの主治医へ相談するよう保護者へ助言する対応を基本としている。</p> | |

【No.56】 重大事件に係る触法少年に対して適切な支援体制があるか

C

◆ねらい 重大事件に係る触法少年に対して適切な支援体制があるか確認します

| | |
|--|---|
| 56-1 一定の重大事件に係る触法少年と史料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制がある | × |
| 56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保できる | × |
| 56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮できる | × |
| <p><コメント></p> <p>重大事件に係る触法少年の一時保護が必要となった場合は、個別のケースに応じて、支援体制の検討を行うことになる。専用の適切な居室等はなく、こども本人及び他児、職員の安全面確保が難しい。今後、宮崎県全体で警察や家庭裁判所、少年鑑別所等の関係機関とも協議が必要と考える。</p> | |

【No.57】 障害(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか

B

◆ねらい 障害が(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか確認します

| | |
|--|---|
| 57-1 障害の特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある | △ |
| 57-2 周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>ハード面や職員体制の制約もあり、十分な体制確保は難しいが、できる限り障害の特性に応じた対応、個別ケアを行っている。</p> | |

【No.58】 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか

A

◆ねらい 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか確認します

| | |
|---|---|
| 58-1 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある | ○ |
| 58-2 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている | ○ |
| 58-3 服薬管理を適切に行っている | ○ |
| 58-4 誤薬防止策を講じている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>服薬が必要なこどもや、健康面で配慮が必要なこどもが増えてきている。服薬については、毎日の引継ぎでの確認に加え、服薬カレンダー等を用いて、誤薬や飲ませ忘れがないよう、適切な管理に努めている。</p> | |

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

【No.59】 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか確認します

| | |
|--|---|
| 59-1 一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している | ○ |
|--|---|

| | |
|--|---|
| 59-2 里親委託や施設入所等に移行することもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている | ○ |
| 59-3 一時保護解除後も引き続きこども相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている | ○ |
| 59-4 こどもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方についてこどもに伝えている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>一時保護解除を伝える時期については、こどもの状況を踏まえ、援助方針会議等で協議し決めている。施設入所や里親委託の場合は、パンフレットなどを見せながら説明したり、事前に見学したり、施設職員や里親との面会を行うなど、可能な限りこどもの不安を解消するよう支援している。一時保護解除後は、継続指導を行い相手先や支援について伝えている。</p> | |

[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか 確認します

| | |
|---|---|
| 60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる | ○ |
| 60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる | ○ |
| 60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>一時保護中の行動観察から得られた状態像や見立てについて、一時保護施設職員から児童福祉司等へ情報提供し、保護者や退所後の関係機関等へ引き継ぎを行うようにしている。一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている。</p> | |

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか

B

◆ねらい 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか 確認します

| | |
|--|---|
| 61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある | △ |
| 61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている | △ |
| 61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある | △ |
| 61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている | △ |

<コメント>

一時保護所の運営に関する理念、基本方針は今年度策定し、職員全体で共有したところではあるが、運営や業務に関する全般的な手順やマニュアル等は作成できていない。児童指導員業務や調理員については、業務マニュアルは作成している。今後は、県内児童相談所一時保護施設のマニュアルを作成する予定である。

【No.62】 子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか

A

◆ねらい 子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか 確認します

| | |
|--|---|
| 62-1 子どもの事故やケガを防ぐための対策を講じている | ○ |
| 62-2 子どもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている | ○ |
| 62-3 子どもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる | ○ |
| <コメント> 事故やけがの発生はほとんどないが、予防のために一時保護所内の環境整備に日々努めている。また、けがや事故が発生した場合は、速やかに一時保護所担当リーダー、課長等へ連絡し、対応を協議する。 | |

【No.63】 災害発生時の対応は明確になっているか

A

◆ねらい 災害発生時の対応は明確になっているか確認します

| | |
|---|---|
| 63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している | ○ |
| 63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している | ○ |
| 63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている | ○ |
| <コメント> センター全体の防災計画に基づいて、年1回、全体の避難・消防訓練を実施すると共に、一時保護所内では毎月、子どもと職員で避難訓練を行っている。 | |

【No.64】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

A

◆ねらい 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか確認します

| | |
|--|---|
| 64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている | ○ |
| 64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている | ○ |
| <コメント> 感染症の発生を防ぐためコロナウイルス感染症が5類へ移行となってからも、職員は子どもの対応時には引き続きマスクを着用している。感染症対策に関する資料を職員に周知したり、嘔吐時の処理の仕方についてマニュアルを作成し、作業キットも保護所事務室へ常備している。 | |

[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか確認します

| | |
|--|---|
| 65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している | ○ |
| 65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている | ○ |
| 65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している | ○ |
| 65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている | ○ |
| <p><コメント></p> <p>こどもの私物については、全て一覧表へ記入し、受入れ時と返却時それぞれに確認し、返却している。保管は鍵付きのロッカーで行っている。児童相談所で預かっておくべきではないと判断した私物については、入所時に児童福祉司から保護者へ返還している。</p> | |

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

C

◆ねらい 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか確認します

| | |
|---|---|
| 66-1 事業計画を策定している | × |
| 66-2 事業計画に基づく取組みを実施している | × |
| 66-3 事業計画の策定と確評価、見直しの仕組みがある | × |
| 66-4 策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある | × |
| <p><コメント></p> <p>具体的な行事等についての計画は策定しているが、年度単位の位置づけや事業計画はない。今後、県内の他児童相談所や本庁とも相談しながら、事業計画の策定に向け検討していきたい。</p> | |

[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか

B

◆ねらい 一時保護施設としての質の向上を行うための仕組みがあるか確認します

| | |
|--|---|
| 67-1 自己評価を定期的に行っている | ○ |
| 67-2 外部評価を定期的に行っている | × |
| 67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている | △ |
| 67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている | △ |
| 67-5 こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている | △ |
| <p><コメント></p> <p>昨年度より、毎年、自己評価を行うこととなった。外部評価については、今年度が初めての受審であり、評価結果を踏まえ、質の向上に向け改善を図りたい。</p> | |

